

新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務仕様書

1 業務名

新潟市遠隔操作等キーボックス設置業務

2 目的

災害発生時、避難所等の開設については円滑に実施することが求められており、特に津波警報等が発令された場合は、緊急性が高く、出来る限り速やかに開設する必要がある。

そのため、津波災害警戒区域（発災から 120 分未満で津波が到達する地域）及び当該区域に隣接する避難所等に対して、遠隔操作等に対応したキーボックスの整備について、民間事業者等へ委託し実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（日）まで

4 業務内容

新潟市遠隔操作等キーボックス設置委託業務（以下「本業務」という。）は、新潟市（以下「本市」という。）や関係者との連絡調整や、遠隔操作等に対応したキーボックスの選定・設置及び市役所本庁舎から市内の避難所等の管理を行うためのシステム導入作業など、設置作業に係る業務一式とする。

また企画提案の内容は、以下の項目の仕様に沿ったものとする。

（1）避難所等設備（キーボックス本体）

- ・避難所等を開錠する為の鍵を収容するキーボックスを新規に設置すること。キーボックスは、市役所からの遠隔操作及び直接操作にて開錠でき、鍵を取り出せること。
- ・キーボックスに収容されている鍵の持ち出しや紛失を防ぐため、セキュリティ面での対策を講じること。
- ・J-ALERT 等の緊急情報通知音声及び市役所からの緊急放送により、音声通知と同時にキーボックスを開錠できること。
- ・キーボックスの関連システムは、停電時のバックアップ対策を講じること。

（2）市役所設備（キーボックス制御システム）

- ・市役所本庁舎に設置する設備より、避難所等に設置するキーボックスを開錠し、施設への入所をスムーズにできること。
- ・災害発生時には、J-ALERT 等の緊急情報通知と連携して、音声通知と共に、キーボックスを自動開錠できること。
- ・市役所と避難所等を接続する回線は、災害に強いものとする。
- ・キーボックスを開錠した履歴を確認できること。
- ・開錠の操作は、市役所危機管理防災局の執務室、災害対策本部室、無線室のどこからでも可能なこと。

5 設置対象候補施設

(1) 避難所等設備

遠隔操作等キーボックス

別紙 1 に記載の施設から 30 か所程度を想定

(2) 市役所設備

新潟市役所危機管理防災局（新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1）

6 成果物の提出

契約締結後、下記の書類を甲の指定する期間内に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 工程表 | 1 部 |
| ② 担当技術者・管理技術者届 | 1 部 |
| ③ 設置機器詳細資料 | 1 部 |
| ④ 写真（工程及び完成状況） | 1 部 |
| ⑤ 完成図書 | 1 部 |
| ⑥ その他甲が必要と認める書類 | 1 部 |

7 納品場所

新潟市役所危機管理防災局（新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1）

8 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

- ① 関係法令の遵守
 - ・受託者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては受託者の責任において適切に行うこと。
- ② 関係機関との打ち合わせ
 - ・本業務を遂行するにあたっては、本市及び関係機関等と随時打ち合わせを行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- ③ 再委託の禁止
 - ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについて、あらかじめ書面による本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ④ 個人情報の取り扱い
 - ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
 - ・受託者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として新潟市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- ⑤ 守秘義務
 - ・受託者または受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

⑥ 著作権等の取り扱い

- ・ 本業務の青果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引き渡しと共に本市に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき本市の承諾または合意を得た場合は、この限りではない。
- ・ 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受託者の責任において処理するものとする。

⑦ その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議の上決定する。
- ・ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・ 本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、選定された事業者と本市との協議により改めて決定する。

区	施設	種別
北	松浜小学校	避難所兼津波避難ビル
北	松浜中学校	避難所兼津波避難ビル
東	山の下中学校	避難所兼津波避難ビル
東	山の下小学校	避難所兼津波避難ビル
東	桃山小学校	避難所兼津波避難ビル
東	下山中学校	避難所兼津波避難ビル
東	下山小学校	避難所兼津波避難ビル
東	東新潟中学校	避難所兼津波避難ビル
東	山の下まちづくりセンター（旧東区役所）	津波避難ビル
東	船江町住宅1号棟	津波避難ビル
東	船江町住宅2号棟	津波避難ビル
中央	東地区総合庁舎	津波避難ビル
中央	船見下水処理施設	津波避難ビル
中央	老人憩の家ひばり荘	津波避難ビル
中央	中央図書館	津波避難ビル
中央	北部総合コミュニティセンター	避難所兼津波避難ビル
中央	白新中学校	避難所兼津波避難ビル
中央	万代高等学校	避難所兼津波避難ビル
中央	明鏡高等学校	避難所兼津波避難ビル
中央	沼垂小学校	避難所兼津波避難ビル
中央	万代長嶺小学校	避難所兼津波避難ビル
中央	宮浦中学校	避難所兼津波避難ビル
中央	万代市民会館	避難所兼津波避難ビル
中央	南万代小学校	避難所兼津波避難ビル
中央	新潟市総合福祉会館	避難所兼津波避難ビル
中央	新潟南高等学校	避難所兼津波避難ビル
中央	関屋中学校	避難所兼津波避難ビル
中央	有明台小学校	避難所兼津波避難ビル
中央	新潟柳都中学校	避難所兼津波避難ビル
中央	日和山小学校	避難所兼津波避難ビル
西	五十嵐中学校	避難所兼津波避難ビル
西	東青山小学校	避難所兼津波避難ビル
西	真砂小学校	避難所兼津波避難ビル